

助成金の大幅改正（その3）

日本再生人材育成支援事業の内容

この日本再生人材育成支援事業は7種類の奨励金の総称です。この中で利用頻度が高いと思われる奨励金2つのうち今回は「非正規雇用労働者育成支援奨励金」をご紹介します。まずは、対象となる業種が限定されていますので、以下、概説します。

●対象となる業種

本年3月で廃止となった成長分野等人材育成支援奨励金と基本的には同じですが、新たに農業、漁業が追加されました。

- ・農業、林業、漁業
- ・電気業
- ・情報通信業
- ・運輸業、郵便業
- ・スポーツ施設提供業
- ・スポーツ、健康教授業
- ・医療、福祉
- ・廃棄物処理業
- ・製造業のうち

①健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの

②健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの

建設業のうち

①健康、環境、農林漁業分野に関する建築物等を建築しているもの

・学術、研究開発機関のうち

①健康、環境、農林漁業分野に関する技術開発を行って

いるもの

その他（前記以外の業種）

①前記以外で健康、環境、農林漁業分野に関する事業

を行っているもの
一見すると業種が絞られている感じがしますが、かなり拡

大解釈できる余地もあります。製造業では、「健康、環境、農林漁業分野に関する製品を製造しているもの」または、「健康、環境、農林漁業分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの」と何某かの接点があれば対象業種となる可能性があります。

●非正規雇用労働者育成支援奨励金

(1)内容

有期契約労働者等に対し、一般職業訓練(OFF-JIT)または有期実習訓練(OFF-JIT+OJT)を行った場合に、**賃金および訓練経費**について助成します。

(2)奨励金額(限度額500万円/年度)
1訓練コースにつき以下の額を支給します。

(一)内は大企業の額。

①OFF-JIT分の支給額

・賃金助成：1人1時間当たり800円(500円)

・経費助成：1人当たり30万円(20万円)を上限

②OJT分の支給額

・実施助成：1人1時間当たり700円(700円)

(3)有期契約労働者等とは

この奨励金における有期契約労働者等とは、以下の①

②を満たす労働者です。

①健康、環境、農林漁業等の分野の事業を行う事業主に雇用されている、または新たに雇用される労働者

②次のアまたはイに当てはまる労働者

ア.有期契約労働者(期間の定めのある労働契約を締結する労働者)

イ.正規雇用の労働者以外の無期契約労働者(期間の定めのない労働契約を締結しているが、正社員待遇(注)を受けていない労働者)

(注)賃金の算定方法、支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格などについて、その事業所の就業規則などに基づく長期雇用を前提とした待遇

※ア、イのいずれも、短時間労働者および派遣労働者を含む。

(4)対象なる経費

①事業外訓練

・受講に際して必要となる入学科、受講料、教科書代など

②事業内訓練

i. 外部講師(社外の者に限る)の謝金・手当

ii. 施設・設備の借上料

iii. 学科または実技の訓練に必要な教科書などの購入または作成費

(5)キャリアアップ計画

奨励金の利用に当たっては、受給資格認定前にキャリアアップ計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

※「キャリアアップ計画」とは、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等をあらかじめ記載したものです。

(6)職業訓練計画

訓練開始前に、職業訓練計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

※職業訓練計画は、申請する事業所が、いつ、どこで、どのような訓練を、何人の労働者に受けさせるか、を記載した計画です。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>